

新豎町商店街地区まちづくり協定

まちづくり計画の名称		新豎町商店街地区 まちづくり計画	
まちづくり計画の対象となる区域		金沢市新豎町3丁目、油車、鱗町、杉浦町、枝町の各一部	
まちづくり計画の対象となる区域の面積		約1.5ha	
まちづくりの目標		<p>本地区は、地区の中心に位置する徳栄寺の寺内町として形成された。1936年に商店街が結成され、市中心部に位置しながらも、地域に密着した商店街として、独自性を持った商店と良好な居住環境を維持している。</p> <p>今後も歴史ある商店街として、個々の商店の個性が輝く商業環境と住み良い居住環境が調和した魅力あふれるまちづくりを目標とする。</p>	
まちづくりの方針		まちづくりの目標に向け、地区内に存在する町家を保全・活用しながら、良好な街並みの保全を図り、健全な商業活動の推進と周辺環境と調和した住み良いまちづくりを進める。	
住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	地区の区分	名称	商業地区
		面積	近隣商業地区
			約0.2ha
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。</p> <p>(1) 自動車教習所、畜舎、倉庫業を営む倉庫、自動車修理工場又は葬儀場</p> <p>(2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(4) 事務所の用途、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡をこえるもの</p> <p>(5) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が100㎡を超えるもの</p> <p>(6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（に）項第3号に掲げる運動施設</p> <p>(7) 建築基準法別表第2（へ）項第3号に掲げるもの</p> <p>(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項各号（風俗営業）、第7項各号（無店舗型性風俗特殊営業）、第8項（映像送信型性風俗特殊営業）、第10項（無店舗型電話異性紹介営業）及び第13項各号（接客業務受託営業）に掲げる営業の用に供する建築物</p>	
		(9) 建築基準法別表第2（り）項第3号に掲げるもの	
		(10) 風営法第2条第6項第3号及び第5号（店舗型性風俗特殊営業）並びに第9項（店舗型電話異性紹介営業）に掲げる営業の用に供する建築物	—

建築物等の形態 又は意匠の制限	<p>(広告物等)</p> <p>(1) 広告物等を設置する場合（変更する場合を含む。）は、事前に新豎町3丁目会（以下「町会」という。）と協議しなければならない。</p> <p>(2) 広告物等は、地域の景観に配慮した素材やデザインで都市景観上支障のないものとする。</p>
土地利用等の制限	<p>新たに土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者（従前の用を変更する者を含む。）は、事前に町会と協議しなければならない</p>
その他	<p>(1) 建築物を旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第3項(簡易宿所営業)に掲げる営業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。</p> <p>(2) 建築物を住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項(住宅宿泊事業)に掲げる事業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。ただし、地域安全及び環境保全について、管理人が常駐した場合と同等以上の効力があると町会が認める措置を講ずる場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 土地又は建築物等を売却又は貸与しようとする者は、事前に町会に連絡しなければならない。</p> <p>(4) 夜間に管理人が常駐しない施設にあっては、夜間の連絡先を町会へ通知するものとする。</p> <p>(5) 新たに自動販売機を設置する場合は、街並みとの調和に配慮した落ち着いた色調とし、周辺の住環境を阻害しないように配慮する。また、事前に町会と協議しなければならない。</p> <p>(6) 店舗及び飲食店では、深夜（午前零時から午前6時までの時間をいう。）における営業を行わないよう努める。</p> <p>(7) 町家の保全・活用に努める。</p> <p>(8) 呼び込み活動やキャッチセールスを禁止する。</p> <p>(9) 路上での飲食、喫煙並びにたばこ及びゴミのぽい捨てをしないように努める。</p> <p>(10) 空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講じなければならない。</p> <p>(11) 悪臭及び騒音等による生活環境の悪化防止に努める。また、苦情があったときは、誠意をもって対応する。</p> <p>(12) 自動車の走行速度の低減を心がけるとともに、安全で快適に歩けるまちづくりの推進に努める。</p> <p>(13) この地域の振興を図るため、町会への加入等により相互協力するよう努める。</p> <p>(14) 地域において実施される地域活動等に積極的に参加及び協力し、良好な近隣関係の醸成に努める。</p> <p>(15) 冬期間の道路除雪については、住民や事業者の協力のもと、地域が主体となって取り組む。</p> <p>(16) 地震等災害時においては、地域住民協力のもと、お年寄り、子ども等災害弱者の避難所への誘導に努める。</p> <p>(17) 駐車場の所有者及び管理者は、定期的に雑草の除去等の環境整備に努める。</p> <p>(18) 植栽等を設ける場合は、適切に管理するよう努める。</p> <p>(19) 定期的に美化清掃に努める。</p>

●このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第11条第1項の規定により、令和元年7月12日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結しました。

●これらの基準とは別途に、「景観法」、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」、「金沢市屋外広告物に関する条例」及び「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」に基づく手続きが必要となる場合があります。